

「善通寺市障がいのある人の情報保障及びコミュニケーション手段の利用促進に関する条例（案）」の概要について

1. 条例（案）の背景と目的

私たちが充実した生活を営む上で、周囲の人とコミュニケーションを図ることは欠かすことのできないものです。

「障害者の権利に関する条約」で定義されたように、コミュニケーション手段は、音声言語、手話その他の形態の非音声言語、文字の表示、点字、拡大文字、平易な言葉など多様なものがあります。しかしながら、本市においてはこのようなコミュニケーション手段に対する市民の理解が十分に進んでいるとは言えず、障がいのある人もない人もお互いにコミュニケーションを図ることの困難さを経験しています。

また、私たちは生活の様々な場面において、音声や文字などから情報を取得していますが、障がいのある人はその障がいの特性によって必要な情報が十分に得られないことがあります。

本市では、障がいのある人の情報保障及びコミュニケーション手段を利用しやすい環境の整備に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、施策の基本的な方針を定めることにより、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の普及及び利用を促進し、全ての人共生することのできる地域社会の実現に寄与しようとするものです。

2. 条例（案）の概要

【基本理念】

障がいのある人もない人も情報を取得し、コミュニケーションを円滑に行う権利を最大限に尊重します。

また、情報保障並びに多様なコミュニケーション手段の普及及び利用の促進は、障がいのある人とない人が互いの人格と個性を尊重することを基本として行われなければならないものとしします。

【市の責務】

市は、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段に対する理解及び利用を促進し、障がいのある人に対する合理的配慮を提供するとともに、障がいのある人が円滑な情報取得及びコミュニケーション手段を利用しやすい環境を整備するために必要な施策を講じていきます。

【市民の役割】

障がいのある人にとって、さまざまなコミュニケーション方法があることを理解し、配慮に努めます。

【事業者の役割】

障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進のため、障がいのある人が利用しやすいサービスの提供及び働きやすい環境の整備等の合理的配慮を提供するとともに、市が推進する施策に協力するものとします。

【施策の推進】

市は、基本理念にのっとり、以下の施策を推進します。

- (1) 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段への理解の拡大並びにこれらの普及啓発及び利用促進に関する施策
- (2) 障がいのある人もない人も安心してコミュニケーション手段を利用できる環境の整備に関する施策
- (3) コミュニケーション支援者の養成、研修、派遣及び設置に関する施策
- (4) 災害時における情報の提供及び取得並びにコミュニケーション支援者に関する施策
- (5) その他市長が必要と認める施策

なお、善通寺市の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進していくための計画である「善通寺市障がい者福祉基本計画」との整合性を図りつつ、関係課と連携しながら推進していくこと、また、市が多様なコミュニケーションの利用に関する施策の推進に当たっては、必要に応じ、さまざまな関係者から意見を聴くとともに、必要な財政上の措置も講じていきます。